

(2) 地域生活支援給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
創作的活動等	創作的活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費
その他	日用品等その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実 費

7 利用料金

(1) 地域生活支援給付費対象サービス内容の料金

地域生活支援給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（鳥取市障害者地域生活支援事業実施要綱の定めた単価表により算出した額）のうち 9 割が地域生活支援給付費の給付対象となります。事業者が地域生活支援給付費等の給付を市から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（利用者負担額といいます）